

令和3年8月2日

学童保育室入室児童保護者 様

越生町子育て支援課長

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けた対応について

日頃より児童福祉行政に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて本日、埼玉県を含む三県に対し緊急事態宣言が発出されました。

学童保育室におきましては、夏休み期間でもあることから、通常保育を行うことといたしますが、近隣町の学童保育室においても感染者が出ている状況のため、下記のとおり入室のルールを継続し、より一層の感染対策を講じてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 入室時には、必ずマスク（サイズの合ったもの）を着用させてください。
- 2 入室前には検温してください。また、その内容を検温カードに記入し、持たせてください。
- 3 保護者の方は保育室には入れません。入室時やお迎えの際には、支援員にお声がけいただき、保育室前でお待ちください。
- 4 児童に風邪の症状や37度以上の発熱がある場合には入室できません。
ご家族や同居の方が発熱、せきの症状がある場合でも入室できません。
- 5 PCR検査後、判定が出るまでの期間は入室することができません。必ず結果をご連絡ください。陰性の判定の場合、ご連絡いただければ翌日から入室できます。
- 6 児童または同居の方が、新型コロナウイルスに感染したり濃厚接触者となった場合は、必ず子育て支援課か学童保育室にご連絡ください。（秘密厳守いたします）
また、保健所の指導により学童保育室を閉鎖する場合がございます。
- 7 おやつにつきましては、感染の状況により安全な提供ができないと判断した場合には、中止いたします。（学童により異なる対応になる場合があります。）
- 8 密を避けるため、保護者の方がお休みの日などは、できるだけお家での保育にご協力ください。（お弁当を注文されている日は除く）

※新型コロナウイルス感染症の状況により、対応が変更になる場合もあります。

担当 子育て支援課子ども担当

電話 292-3121